

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	信用事業の譲渡等の認可			根拠条項	第50条の2第3項		
審査基準	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日農林水産省令第1号／大蔵省令第1号）</p> <p>（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請等）</p> <p>第50条 略</p> <p>② 行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>1 信用事業の全部又は一部の譲渡が、当該信用事業の譲渡を行う組合の地区における組合員（農業協同組合連合会にあっては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）その他の利用者の利便に照らし、適当なものであること。</p> <p>2 信用事業の全部又は一部を譲り受ける組合が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。</p> <p>※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第18条第1項及び第2項に明記</p>						
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	<p>標準処理期間 60日</p> <p>標準経由期間 日</p>